

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則
- 福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則
- 訓 令
- 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令
- 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令
- 職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十二号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の三中「第十七条第一項の規定により任用をされる一般職の非常勤の職員の任免に関する事務及び同法第二十一条第二項の規定により臨時的任用をされる臨時の職員」を「第二十二条の二第一項の規定により任用をされる会計年度任用職員」に改める。

第三条第一項第三十八号(28)中「第四十九条第一項から第六項まで」を「第四十九条第一項から第七項まで」に改め、同号(29)中「第四十九条第七項」を「第四十九条第八項」に改め、同号に次のように加える。

(32) 第九十三条第二項の規定による協力要請

第五条第二号(33)中「保育所」の下に「及び中核市以外に所在する児童厚生施設」を加え、同条第三号の二の次に次のように加える。

三の三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十九条第一項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査

第五条第十八号中「第一号」の下に「第三号及び第四号」を加える。

第六条第十五号(8)中「第二十五条の五第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同号(9)中「第二十五条の七」を「第三十一条」に改め、同号(10)中「第二十五条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号(11)中「第二十五条の八第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同号(16)中「第三十二条第三項」を「第六十六条第三項」に、「第二十七条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同号(16)を(20)とし、同号(15)中「第二十九条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同号(15)を(19)とし、同号(14)中「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同号(14)を(18)とし、同号(13)中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同号(13)を(17)とし、同号(12)中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同号(12)を(16)とし、同号(11)の次に次のように加える。

(12) 第三十四条第一項の規定による勧告

(13) 第三十四条第三項の規定による命令

(14) 第三十六条第一項及び第二項の規定による勧告

(15) 第三十六条第四項の規定による命令

第六条第十五号に次のように加える。

(21) 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第二条第五項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問

(22) 健康増進法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問

(23) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則第二条第六項の規定による届出の受理

(24) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第七項の規定による届出の受理

(25) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第八項の規定による届出の受理

第九条第二号(19)中「第二十二条の六第二項」を「第二十一条の五第二項」に改め、同号(48)を(56)とし、(47)を(55)とし、(46)を(54)とし、(45)を(52)とし、その次に次のように加える。

(53) 第三十五条第五項の規定による市町村長への協力要請

第九条第二号(44)を(51)とし、同号(43)中「引取り」の下に「及び引取りの拒否」を加え、

同号中(43)を(50)とし、(33)から(42)までを、(40)から(49)までとし、同号(32)中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同号中(32)を(37)とし、その次に次のように加える。

(38) 第二十五条第五項の規定による報告の徴収及び立入検査

(39) 第二十五条第七項の規定による市町村長への協力要請

第九条第二号(31)中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同号中(31)を(36)とし、同号(30)中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、同号中(30)を(35)とし、同号(29)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号中(29)を(33)とし、その次に次のように加える。

(34) 第二十五条第一項の規定による指導又は助言

第九条第二号(28)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同号中(28)を(32)とし、同号(27)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号中(27)を(31)とし、同号(26)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号中(26)を(30)とし、(25)を(29)とし、同号(24)中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」とし、同号中(24)を(28)とし、(23)を(24)とし、その次に次のように加える。

(25) 第二十四条の二第一項の規定による勧告

(26) 第二十四条の二第二項の規定による命令

(27) 第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

第九条第二号(22)中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同号中(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、同号(20)中「第二十一条の六第三項」を「第二十一条の六」に改め、同号中(20)を(21)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 第二十三条第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施

第十五条第二十七号(1)中「受理」の下に「(特定行政庁に係るものに限る。）」を加え、同号中(16)を(17)とし、(3)から(15)までを(4)から(16)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 第十二条の五第四項の規定による計画の協議及び同意(特定行政庁に係るものに限る。)

第十八条の次に次のように加える。

(流域下水道建設事務所長への委任)

第十九条 福島県流域下水道条例(昭和六十三年福島県条例第三十号)の施行に関する次に掲げる事務は、福島県流域下水道建設事務所長に委任する。

(1) 第四条の規定による占用の許可

(2) 第五条第一項の規定による占用料の徴収

(3) 第七条の規定による措置命令及び許可の取消し

(4) 第八条ただし書の規定による認定

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第三十三号

福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則(昭和三十九年福島県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「福島県企画調整部企画調整総室土地・水調整課」を「福島県企画調整部企画調整総室復興・総合計画課」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(土地・水調整課)

訓 令

福島県訓令第四号

本庁機関 出先機関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域(以下「警戒区域等」という。)がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員(「伊達郡川俣町樋ノ口二番地」を「伊達郡川俣町字五百田三〇番地」に改め、同表スポーツの競技力の向上を図るための指導体制の調査及び研究に関する業務に従事する職員)の次に次のように加える。

鳥獣被害対策に係る市町村支援に関する業務に従事する職員	双葉郡富岡町中央一丁目一八五番地	鳥獣被害対策に係る市町村支援に関すること。
-----------------------------	------------------	-----------------------

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第5号

本庁 出先機関
内堀 雅 雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和二年三月二十四日

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第2号)の一部を次のように改正する。
第八条第八号の表中「副学院長」を削る。

別表第一の1の表備考6中「うち」の次に「保健福祉部長が定める事項については行政組織規則第23条に規定する医療調整担当課長が」を加え、「行政組織規則第23条」を「行政組織規則第23条の2」に改める。

別表第二の3の表企画調整総室の部土地・水調整課の項中「土地・水調整課」を「復興・総合計画課」に改め、同表5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項3の(19)中「第22条の6第2項」を「第21条の5第2項」に改め、同項中3の(48)を3の(56)とし、3の(47)を3の(55)とし、3の(46)を3の(54)とし、3の(45)を3の(52)とし、その次に次のように加える。

(53) 第35条第5項の規定による市町村長への協力要請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
------------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項中3の(44)を3の(51)とし、同項3の(43)中「引取り」の下に「及び引取りの拒否」を加え、同項中3の(43)を3の(50)とし、3の(33)から3の(42)までを3の(40)から3の(49)までとし、同項3の(32)中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同項中3の(32)を3の(37)とし、その次に次のように加える。

(38) 第25条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(39) 第25条第7項の規定による市町村長への協力要請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項3の(31)中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同項中3の(31)を3の(36)とし、同項3の(30)中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同項中3の(30)を3の(35)とし、同項3の(29)中「第24条の4」

を「第24条の4第1項」に改め、同項中3の(29)を3の(33)とし、その次に次のように加える。

(34) 第25条第1項の規定による指導又は助言	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項3の(28)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同項中3の(28)を3の(32)とし、同項3の(27)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同項中3の(27)を3の(31)とし、同項3の(26)を3の(30)とし、同項3の(25)を3の(29)とし、同項3の(24)を3の(28)とし、同項中3の(24)を3の(28)とし、その次に次のように加える。

(25) 第24条の2第1項の規定による勧告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(26) 第24条の2第2項の規定による命令	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(27) 第24条の2第3項の規定による報告の徴収及び立入検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項3の(22)中「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同項中3の(22)を3の(23)とし、3の(21)を3の(22)とし、同項3の(20)中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同項中3の(20)を3の(21)とし、3の(19)の次に次のように加える。

(20) 第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第二の7の表生産流通総室の部農産物流通課の項を削り、同部畜産課の項中16を削り、17を16とし、18を17とし、19を18とし、同部水産課の項中12及び13を削り、14を12とし、15から17までを13から15までとし、同表農村整備総室の部農村計画課の項1の

(3)中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同項1の(4)中「第29条の3第1項」や「第29条の4第1項」に改め、同表森林林業総室の部森林計画課の項1の(8)中「第188条第2項」や「第188条第2項及び第3項」に改め、同項1の(9)中「第188条第5項」や「第188条第6項」に改め、同部森林保全課の項2の(6)中「第188条第2項」や「第188条第2項及び第3項」に改め、同項4の(1)中「第22条の8第1項第10号」や「第60条第1項第10号」に改め、同項4の(2)中「第22条の11第1項第5号」や「第63条第1項第5号」に改め、同項4の(3)中「第22条の15」や「第72条」に改め。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の7の表生産流通総室の部畜産課の項中16を削り、17を16とし、18を17とし、19を18とする改正規定 令和二年三月二十四日
- 二 別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項3の改正規定 令和二年六月一日
- 三 別表第二の7の表生産流通総室の部農産物流通課の項を削る改正規定及び同部生産課の項中12及び13を削り、14を12とし、15から17までを13から15までとする改正規定 令和二年六月二十一日

(行政経営課)

福島県訓令第六号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「消防学校長」を「消防学校長 環境創造センター所長」に、「総合衛生学院副学院長」を「総合衛生学院長」に、「本庁課長 主幹」を「本庁課長 医療調整担当課長 主幹」に、「相双保健福祉事務所副所長」を「副課長 相双保健福祉事務所副所長」に、「動物愛護センター次長 動物愛護センター支所次長」を「動物愛護センター次長 動物愛護センター支所次長 総合療育センター診療相談部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第七号

本 庁 機 関
出 先 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（平成十年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二（見出しを含む。）及び第二十二条中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理担当職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第八号

本 庁 機 関
出 先 機 関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

別表第一保健師及び助産師の項中

— 二 二	— 二 二
を	
— 二 二	— 一 一 一

に改め、同表消費生活の業

務に従事する職員の項を削り、同表土地利用、水資源又は工業開発調査に従事する職員の項中「土地・水調整課」を「復興・総合計画課」に改め、同表家畜保健衛生所に勤務する技術職員の項中「ゴム長ぐつ — 一 一 二 年 —」を「ゴム長ぐつ — 一 一 二 年 —」

に改める。 — — — — — 「作業くつ — — — — —」

別表第二保健福祉事務所の項中「工事検査用 保護帽」を「工事検査用 保護帽
立入検査用 作業服」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(職員業務課)

福島県訓令第九号

本 庁 機 関

福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令

福島県水資源対策規程(昭和四十七年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「企画調整部企画調整総室土地・水調整課長」を「企画調整部企画調整総室復興・総合計画課長」に改める。

第八条中「企画調整部企画調整総室土地・水調整課」を「企画調整部企画調整総室復興・総合計画課」に改める。

別表第一企画調整部の欄中「企画調整総室土地・水調整課」を「企画調整総室復興・総合計画課」に改める。

別表第二企画調整部の項中「企画調整総室土地・水調整課長」を「企画調整総室復興・総合計画課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(土地・水調整課)